

平成 27 年 9 月 15 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

懲戒案件の在り方等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

懲戒案件への厳正なる対処と組織統治について

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 9 月 14 日に代表者会議に報告を行った納税課（再任用職員）の懲戒処分
の案件に対する対応は通常より遅々とした対応であったが、何故か。
2. 本案件について、弁護士等に見解を求めたり、何らかの相談をしたのか。
その場合、どのような回答があったのか。
3. 全国の自治体に於いて本案件のようなケースで懲戒はあるか。把握していれば答弁
を求める。
4. 鎌倉市職員考査委員会の懲戒案件について会議する中で、改竄をさせていたこと
について各委員から意見はあったのか。その内容については何か。其々の見解は如何か。
5. 監査委員の職務職責上、考査委員会の議事録等は閲覧可能か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

⑨（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：総務常任委員会より前に速やかに答弁を頂きたい。必要により、番外質問
や緊急質問を行うため。）